

令和8年（フ）第24号

千葉県香取郡神崎町立野521番地120
破産者 中浜 大典

- 1 決定年月日 令和8年10月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

令和8年（フ）第1401号

横浜市旭区東希望が丘99番地5
破産者 株式会社エステートコジマ

- 1 決定年月日 令和8年10月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第408号

川崎市高津区久末1297番地3ブリックケイ102号
破産者 株式会社番童

- 1 決定年月日 令和8年10月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和8年（フ）第441号

東京都台東区根岸1丁目3番21号
破産者 株式会社エステック

- 1 決定年月日 令和8年10月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年（フ）第571号

神奈川県座間市小松原1丁目18番17号
破産者 株式会社アマツ

- 1 決定年月日 令和8年10月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和8年（フ）第752号

愛知県大府市森岡町1丁目118番地
破産者 株式会社Top Dining

- 1 決定年月日 令和8年10月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第1330号

大阪府四條畷市岡山1丁目3番38号エクセルハイム202
破産者 有限会社イン・ビレッジ

- 1 決定年月日 令和8年10月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年（フ）第546号

神戸市灘区箕岡通一丁目4番13号
破産者 株式会社SERO&TONIN

- 1 決定年月日 令和8年10月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第765号

神戸市東灘区住吉南町三丁目5番25―203号
破産者 有限会社SSワークス

- 1 決定年月日 令和8年10月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第200号

神戸市長田区明泉寺町三丁目3―8
破産者 昭和製作所有限会社

- 1 決定年月日 令和8年10月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第244号

大阪府岸和田市三ヶ山町766番地
破産者 sora合同会社

- 1 決定年月日 令和8年10月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第45号

宮城県石巻市南境字水貫前16番地の1
破産者 有限会社小野寺鉄工所

- 1 決定年月日 令和8年10月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和8年（フ）第527号

千葉県市川市入船6番25号
破産者 HONMAX合同会社

- 1 決定年月日 令和8年10月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第528号

千葉県市川市入船6番25―305号（ピュア入船）
破産者 本松 嘉之

- 1 決定年月日 令和8年10月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第761号

千葉県船橋市金杉6丁目21番15号
破産者 清水 なお

- 1 決定年月日 令和8年10月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第661号

東京都西東京市ひばりが丘北3丁目3番29―215号
破産者 児玉 紳司

- 1 決定年月日 令和8年10月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第993号

東京都町田市能ヶ谷2丁目11番46号サンモクレン201
破産者 相原 里美

- 1 決定年月日 令和8年10月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1059号

埼玉県和光市中央2丁目6番21号ソレジオ103、破産手続開始決定時の住所東京都西東京市中町6丁目10番5号ベース1102号
破産者 小林 優之

- 1 決定年月日 令和8年10月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1206号

東京都八王子市美山町1763番地3
破産者 徳富 勝幸

- 1 決定年月日 令和8年10月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1297号

東京都八王子市台町3丁目24番8号コーポエトワールC棟102号
破産者 丹羽 泰啓

- 1 決定年月日 令和8年10月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1358号

東京都日野市西平山5丁目29番地の25子塚ハイツ201
破産者 戸次 英司

- 1 決定年月日 令和8年10月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1373号

東京都東村山市恩多町2丁目30番地1恩多マンション2―405
破産者 清水 裕史

- 1 決定年月日 令和8年10月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部